

新規採用運転者への実施事項 (輸送安全規則第10条第2項)

過去3年以上の事故歴の把握
「運転記録証明書」又は「3年以上の無事故無違反証明書」

事故
有り

事故惹起運転者
(特定診断)

乗務前に実施する。但しやむを得ない場合には、乗務を開始した後、1カ月以内に実施する。

必須

事故惹起運転者特別指導

乗務前に実施する。但しやむを得ない場合には、乗務を開始した後、1カ月以内に実施する。

- ①トラックの運行の安全の確保に関する法令等
- ②交通事故の実例の分析に基づく再発防止
- ③交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法
- ④交通事故を防止するために留意すべき事項
- ⑤危険の予測及び回避
- ⑥安全運転の実技

- ①～⑤について合計6時間以上実施
- ⑥については可能な限り実施することが望ましい。

高齢運転者特別指導
(該当する場合)

初任運転者特別指導
(該当する場合)

事故
なし

65歳以上の運転者
(適齢診断)

65歳に達した日以降の1年以内に1回と、その後3年以内毎に1回実施する。

必須

高齢運転者の特別指導
適齢診断の結果を踏まえて
①諸能力の状況を自覚させる
②加齢による心身機能低下等について実施する

適齢診断結果が届いた後、1カ月以内に実施する。

初任運転者特別指導
(該当する場合)

左記以外
の運転者 (初任診断)

乗務前に実施する。但しやむを得ない場合には、乗務を開始した後、1カ月以内に実施する。

過去3年以内において受診している場合は診断結果を取り寄せ又は提出させる。

過去3年間において事業用自動車の運転経験が無い者
(初任運転者特別指導)

乗務前に実施する。但しやむを得ない場合には、乗務を開始した後、1カ月以内に実施する。

初任運転者特別指導
座学15時間以上+実技20時間以上

健康診断(雇入時)	診断項目は11項目あり、省略は認められない。 ※労働安全衛生規則第43条
	実施時期は雇入れ前3ヶ月以内または入社直後1ヶ月程度 ※通達(昭和23年1.16基発第83号)
	健康診断個人票(様式第5号)を作成し、保存すること。期間は5年間※労働安全衛生規則第51条

事故惹起運転者とは	死者又は重傷者が生じた交通事故を引き起こした運転者
	軽傷者が生じた事故を引き起こし、かつ、当該事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者

運転記録証明書の申請手続きについて

場所	運転免許センター	警察署又は最寄りの交番
受付時間等	月曜日から金曜日	
	土曜日、日曜日、祝日、年末年始の休日は手続き出来ません。	
	午前8:30-11:00	午前8:30-12:00
	午後1:00-4:00	午後1:00-4:00
交付	即日交付	後日交付(約2週間後)
必要なもの	問い合わせ時にご確認下さい。	
問い合わせ先	運転免許センター TEL 018-824-3738	
	または最寄りの警察署(免許受付まで)	

[運転経歴証明書の申請手続きについて\(リンク有り\)](#)

適性診断（初任診断・適齢診断・特定診断Ⅰ又はⅡ）について(秋田県内)

<p>・ 独立行政法人自動車事故対策機構 秋田支所 (予約制) 【TEL】018-863-5875 【営業日】平日と毎月第1・第3土曜日</p>
<p>・ 秋田モータースクール (予約制) 【TEL】018-864-5515 【営業日】平日と土日</p>
<p>※詳細は電話にてご確認ください。</p>

特別な指導の内容について

事故惹起運転者	高齢運転者(65歳以上)	初任運転者
<p>①トラックの運行の安全の確保に関する法令等 ②交通事故の実例の分析に基づく再発防止 ③交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法 ④交通事故を防止するために留意すべき事項 ⑤危険の予測及び回避 ⑥安全運転の実技</p> <p>①～⑤について合計6時間以上実施すること ⑥については可能な限り実施することが望ましい</p>	<p>適齢診断の結果を踏まえて ①諸能力の状況を自覚させること ②加齢による心身機能低下等について実施すること</p>	<p>座学15時間以上 貨物自動車運送事業者が運転者に対して行う指導及び監督の指針(12項目)を実施すること ※ただし、積載方法、日常点検及び車高等のトラックの構造上の関しては実車を用いて指導</p> <p>添乗指導20時間以上 実際にトラックに運転させ、安全な運転方法を指導すること</p>

